

多可町立杉原谷小学校いじめ防止基本方針

多可町立杉原谷小学校

1 学校の方針

近年急激な社会情勢の変化の中で、SNSによるいじめの増加等、「いじめ問題」はますます複雑化、潜在化しており、全教職員がいじめという行為やいじめ問題を正しく理解し、組織的かつ迅速に、いじめ問題に取り組むことが求められている。

そのような中、本校は「強く明るく温かく」を校訓とし、「いのちと人権を大切にしころ豊かにたくましくのびるふるさと大好き杉小っ子の育成」を教育目標に掲げ、保護者や地域と連携協力した教育活動を展開している。また、国における「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成29年3月)及び「兵庫県いじめ防止基本方針」の改定、さらに、「多可町いじめ防止等に関する条例」「多可町いじめ防止基本方針」制定の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止の基本方針を策定し、いじめ問題の解決に向け取組を進めてきた。そして、令和2年に「多可町いじめ防止対策改善基本計画」が示されたことを受け、その見直しを図った。

2 基本的な考え方

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

(2)いじめに対する基本的な考え方

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである」そして、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自死などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。したがって「いじめは人として絶対に許されない行為である」という認識を全教職員で共有し、いじめの根絶に向けての取組を進める。日常的に危機感を持って児童観察等にあたり、児童の実態把握を通して、平素から風通しの良い人間関係づくりを行うとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。いじめが認知されたときには、担当教員等が一人で抱え込むことなく組織的に迅速かつ適切な対応により、早期解決および再発防止に向けて取り組む。

(3)いじめの理解

①いじめの様態（具体例）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

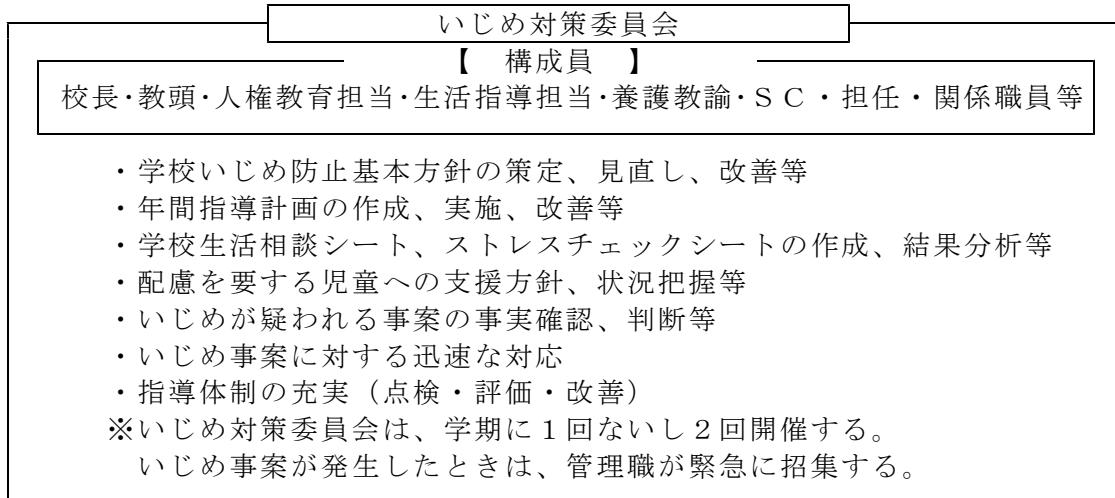
②教職員が持つべき、いじめ問題についての基本的な認識

- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすること

- により生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑法法規に抵触する。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。（県教委「いじめ対応マニュアル」H29.8 改訂版より）

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) いじめ防止に向けた指導体制



(2) いじめ未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に向けた取組

【未然防止に向けた取組】

- 人権意識を高める取組
 - ・「いのちと人権の日」（毎月1日）に多可町子ども憲章の唱和を行う。
 - ・第1週の児童朝会にて、いのちや人権の尊さについての講話等を実施する。
 - ・第1週を「ぽかぽか週間」とし、友だちへの感謝や身近な幸せ等こころ温まる行動を全校生に紹介することで、他者を思いやったり尊重したりする態度を育てる。
 - ・「ともだち集会」を実施し、人権尊重の精神を養う。
- 学習指導の充実
 - ・学習規律の徹底を図る。
 - ・お互いの個性や良さを「認め合う学習集団づくり」、充実感や達成感を味わえる「わかる授業づくり」をめざす。
- 人権教育・道徳教育の充実
 - ・人権コアカリキュラムの取組等、全教育課程を通じて人権意識を高める。
 - ・特別の教科道徳では、「考え、議論する」道徳科への転換を図り、児童生徒の道徳性を育む。
- 心の健康教育の充実
 - ・子どもたちが、ストレスに対処する方法を身に付け、心健やかに生活できるよう「ストレスマネージメント教育」の充実を図る。
- 課題教育の充実
 - ・福祉・ボランティア活動等体験教育を通し、いたわりや思いやりの心を育てる。
 - ・ふるさとカリキュラムを作成し、ふるさとを愛する気持ちを育てる。
- 特別活動の充実
 - ・縦割り班活動により、児童間の繋がりを強めるとともに相手を思いやる心を育てる。
 - ・学校行事等を通じ自尊感情や自己有用感を高める場づくりを行う。

○情報教育の充実

- ・「多可町情報モラルカリキュラム」に基づき、情報モラル教育を実施し、情報モラル意識の高揚を図る。
- ・講師を招聘した情報学習会を通じ、情報モラルの高揚やネット犯罪の防止に努める。
- ・P T A研修等に情報モラルを取り上げ、家庭と連携して情報モラル教育を進める。

○教職員の研修

- ・カウンセラー等を講師としたカウンセリングマインド研修などの研修を持ち、法令の理解や危機管理意識の向上により、いじめに対する対応能力の向上を図る。

○いじめ未然防止プログラムの積極的な活用

- ・いじめ未然防止プログラムによる職員の研修を実施し、いじめを見抜く目、いじめに対応する能力の向上を図る。

○保護者・地域との連携

- ・P T A総会やホームページを通じ学校いじめ防止基本方針の周知を図る。
- ・道徳の授業公開を行い、学校、家庭、地域でいじめを許さない土壤づくりを図る。
- ・子どもが積極的に地域行事に参加できるよう配慮する。

【早期発見に向けた取組】

○情報の収集

- ・教師の観察や日記・連絡帳等によりいじめの早期発見に努める。
- ・学校生活相談シート（児童対象：4・7・9・12・1月、保護者対象：5・11・2月）を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・6・10月は子どもたちにストレスチェックを実施し、気になる児童については全教員と保護者の共通理解のもと、ストレス解消に向けた取組を進める。
- ・保護者との連携を密に取り、いじめの早期発見に努める。
- ・地域に足を運び情報収集を図ることで、学校外でのいじめ事案の早期発見に努める。
- ・心配事相談室を保健室や校長室に設け、いじめ等の相談を受ける。

○相談体制の確立

- ・担任を中心に定期的な懇談、面談を実施し、児童の悩みを受け止める機会を持つ。また、スクールカウンセラーも積極的に活用する。

○インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラル教育や「小学生は夜9時以降S N S やりません運動」の推進を図り、インターネットを正しく使う態度を養う。

○情報の共有

- ・職員間の「報告、連絡、相談」を徹底する。
- ・職員会議等で、児童の問題行動やいじめ事案、配慮を要する児童の実態等について全教職員が共有理解を図る。
- ・保護者との連携を密に取り、相談しやすい関係づくりを進める。

※未然防止及び早期発見のための年間指導計画は別紙1参照

【早期対応に向けた取組】

○いじめ認知による『いじめ対策委員会』の開催

- ・いじめを認知したときは、早急に管理職並びに生活指導担当に報告する。また事案によっては『いじめ対策委員会』を招集し、迅速に対応に当たる。

○被害児童の安全確保とその保護者との連携

- ・教師は被害児童に寄り添い、心の安定・安心な居場所づくりに努める。
- ・必要に応じスクールカウンセラーによる被害児童や保護者へのカウンセリングを実施する。

○迅速な事実確認

- ・複数教員により、被害児童・加害児童・周りの児童に対し、速やかに事情聴取と事実確認を行う。

○解消に向けた適切な対応

- ・事実確認をもとに指導体制を確立し、加害児童やその保護者に対して、適切な指導を行う。
- ・必要があると認められるときは、被害児童や保護者の意思を確認し、別室指導等の特別な措置を講ずる。
- ・保護者、教育委員会、専門機関と連携し情報を共有しながら、早期の解決に全力を尽くす。

【再発防止に向けた取組】

○経過観察

- ・いじめ問題解決後は、再発防止に向け3ヶ月以上の経過観察を行う。
- ・必要に応じ、被害児童やその保護者への支援、加害児童やその保護者への継続的な助言を行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、恐喝等により金銭を要求された場合などのケースが想定される。また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、速やかに調査し、校長が判断する。児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会や警察等の関係機関に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるスクールソーシャルワーカーや臨床心理士、保護司及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

保護者や地域に開かれ、信頼される学校づくりをめざしている本校は、学校の取組を様々な形で情報発信に努めている。いじめ防止等についても、保護者や地域の理解や協力を得ながら、緊密な連携協力を図ることが重要である。従って、策定した学校の基本方針については学校便りで周知し、学校のホームページ等で公開するとともに、PTA総会や学校運営協議会をはじめ、学級懇談会、個別懇談会などあらゆる機会を捉えて保護者や地域に情報発信しながら、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる組織的協働体制を構築していく。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。さらに、学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

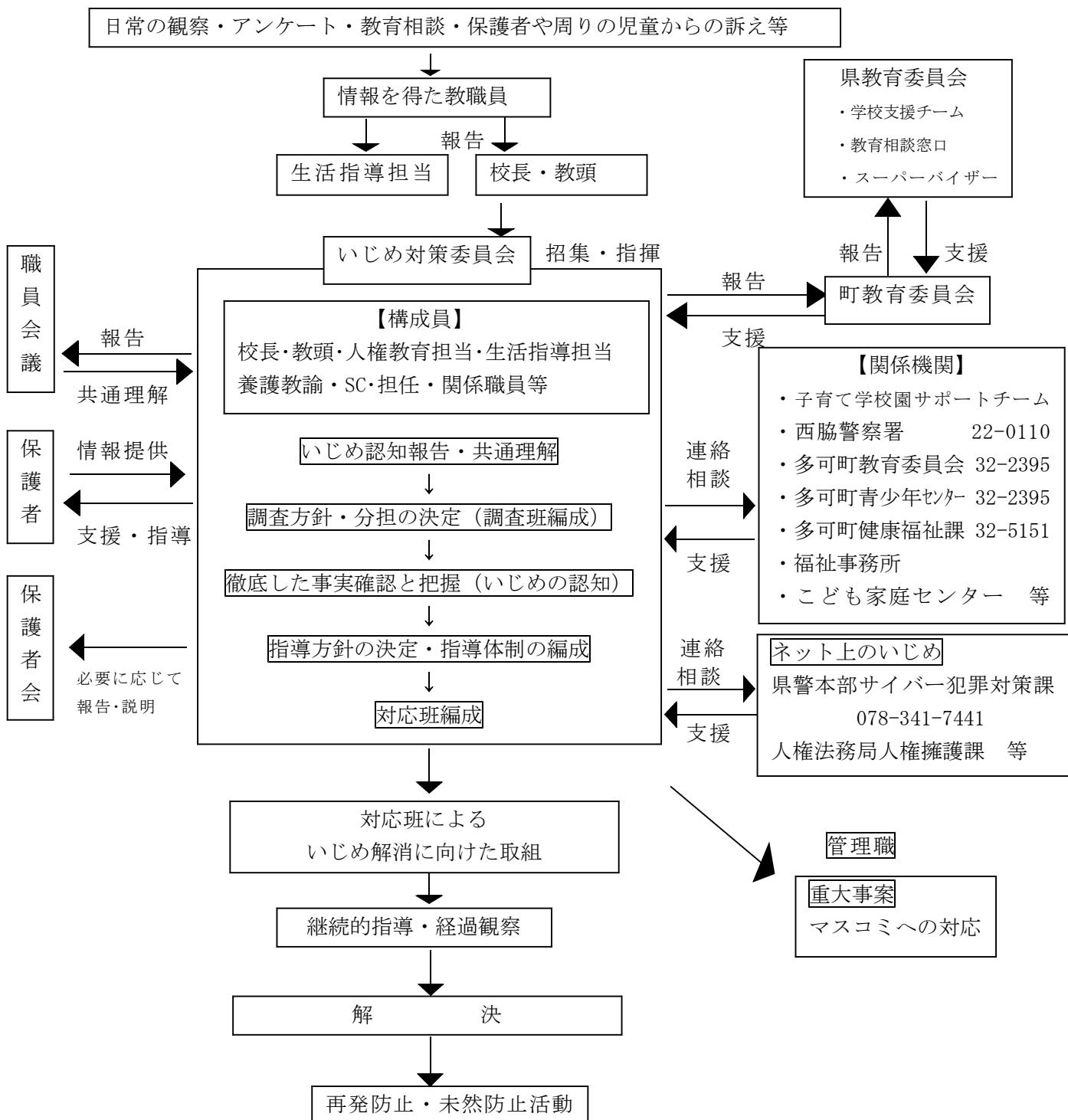
別紙1 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

職員会議等		未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
事案発生時 いじめ対策委員会及び職員会議の開催	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・年間計画作成 PTA 総会での啓発	職員研修会 (児童に関する情報交換会) (いじめ防止方針確認)	学校生活相談シート(児) 学級懇談会
		心の健康教育	ストレスチェック
			学校生活相談シート(保)
			学校生活相談シート(児) 個別懇談(全員)
		職員研修会 (カウンセリング研修)	
			学校生活相談シート(児)
		心の健康教育	ストレスチェック
		職員研修会 (人権教育研修)	学校生活相談シート(保)
		人権週間の取組 ともだち集会 (各学級の取組発表)	学校生活相談シート(児) 学習・生活アンケート 個別懇談(全員)
			学校生活相談シート(児)
		いじめ未然防止プログラムの実施 心の健康教育	学校生活相談シート(保)

※月1回の職員会議では児童に関する情報交換の時間を持つ

※毎月1日を「いのちと人権の日」と定め、児童朝会や学級会等で命の尊さや周りの者を思いやることの大切さを子どもたちに考えさせる機会を持つ

◆迅速且つ組織的な対応を基本とする◆



○いじめ対応のポイント

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、いじめを認知した場合は「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。特定の教職員が一人で抱え込んだり隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれがある場合や、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況をもとに十分検討協議し、関係機関とも連携の上、慎重に対応していくことが必要である。

別紙3 いじめを見抜くために

○学校でのいじめのサイン

— いじめが起こりやすい・起こっている集団 —

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の児童が残る
- 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう児童がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

— いじめられている児童の様子 —

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- おどおどしている
- にやにや、へらへらしている
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 表情が暗く、元気がない
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをする

◎ 授業中・休み時間

- 発言するとともだちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

◎ 昼食時

- 好きな物を他のこどもにあげる
- 他の児童の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

◎ 清掃時

- いつも雑巾かけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる

- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている児童の様子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが、他の児童にきつい言葉を使う

○教職員のいじめ対応チェックリスト

[自身の行動]

- 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- 子どもの顔を見ながら出席確認をしている
- 連絡帳・生活ノート等を確認している
- 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- 休み時間等も子どもたちと一緒にいるようにしている
- 掃除の仕上がり（机の並べ方、ごみの取り残し等）を確認している
- 休み時間、清掃時等に声かけ（チャンス相談）をしている
- いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- 学校生活アンケートから明らかになつたいじめに関する情報を把握している

[情報共有]

- 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- 養護教諭と情報共有している
- スクールカウンセラーと情報共有している
- いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている
- 少しでもいじめが疑われたら、校内対策委員会に報告している
- 学校生活アンケートから明らかになつたいじめに関する情報を、他の教職員と共有している

[子ども保護者への対応]

- 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- 子ども間のあだ名や呼び方に気を配っている
- 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- 教室の子どもの机の中を確認している
- 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている
- 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している